優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

玄関ドア（BL-bs）

Front Doors

BLS FD:2015

２０１５年７月１０日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

目　　次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準
玄関ドア

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．種別
4．部品の構成
5．材料
6．施工の範囲
7．寸法
Ⅱ．要求事項
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．付加認定基準
1　高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準
2　防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準
Ⅳ．附則

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

玄関ドア

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅に使用する玄関ドアで、環境の保全に寄与する特長を有し、共同住宅用玄関ドアにおいては、防犯性の向上に寄与する特長を有するものに適用する。

2. 用語の定義

a）玄関ドア（建物変形対応）：所定の建物変形時にも開放が可能な玄関ドアをいう。

b）付属部品の名称

1）くつずり：出入口の下枠をいう。

2）額縁：枠回りに取付けられる化粧見切り材をいう。

3）気密材：可動部や枠材に装着する気密を保つための定形シーリング材をいう。

4）押し縁：表面材等のパネル押さえに用いる部材をいう。

5）無目材：欄間付き玄関ドアを仕切る横材をいう。

6）ドアアイ：目隠しの戸に取付け、訪問者をレンズにより内部から確認する防犯用の構成部品をいう。

7）補助錠：防犯上の補助的な役割を果たすため、主錠と併せて玄関ドアに使用する錠で、デッドボルト類のみを備えた本締錠をキーとサムターンで施解錠するものをいう。

8）用心鎖類（ﾄﾞｱｶﾞｰﾄﾞ）：防犯上の補助的な役割を果たすため、玄関ドアに用いる鎖付きの金物などをいう。

9）方立材：袖付き玄関ドア等の中間にある柱をいう。

10）定規縁：戸の召し合わせの隙間を覆うために設けた幅の狭い板をいう。

11）上げ落とし類：両開きや親子開きの戸において、後開き戸が平素は開かないように固定する金具をいう。

12）戸車：引き戸の底部または、上部に取付ける走行用回転金具をいう。

13）レール：戸車が走行する軌条をいう。

c）自動閉鎖機能：戸を自動的に閉鎖させる機能をいう。

d）単純段差：段差の一方が単純に下がっている段差をいう。

e）取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

f）インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 種別

a）玄関ドアには表－1 のとおり種別を設ける。

表－1　種別

種　別
共同住宅用玄関ドア
戸建住宅用玄関ドア

b）種別の定義

1）共同住宅用玄関ドア：主にＲＣ造の共同住宅に使用する鋼製両面フラッシュドアで、開き形式及び引き形式のものをいう。

2）戸建住宅用玄関ドア：主に戸建住宅に使用するドアで、開き形式のものをいう。

4. 部品の構成

a）標準的な構成部品は表－2 による。

表－2　構成部品

構　成　部　品　名		構成の別(注)		備　考
		共同住宅用	戸建住宅用	
枠材	上枠、竪枠	●	●	
	くつずり（下枠）	●	●	
	方立材	△	△	
	無目材	△	△	
扉材	表面材、フラッシュ板	●	●	
	框材	●	●	
	エッジ材	●	●	
	充填材及び芯材	●	●	
	押し縁	△	△	
	額縁	△	△	
付属部品	ドアガード	●	○	
	用心鎖類	—	○	
	ドアアイ	●	●	
	丁番類（ヒンジ）	●	●	開き戸
	レール	○	—	引き戸
	戸車	●	—	引き戸
	新聞受	△	△	新聞差し入れ口及び新聞受箱を組合せたもの。
	上げ落とし類	△	△	親子開き戸
	定規縁	△	△	
	気密材	△	△	
	ガラス	△	△	
	補強添板類	●	●	
	主錠	●	●	共同住宅用玄関ドアの場合は、優良住宅部品として認定された玄関ドア用錠前を使用すること。
	補助錠	△	△	
	ドア･クローザ	●	△	共同住宅用玄関ドアの場合は、優良住宅部品として認定されたドア・クローザを使用すること。

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

5. 材料

a）必須構成部品、セットフリー部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、これらと同等の仕様・性能を有していることを証明したものを対象とする。

6. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a）枠アンカーの躯体への固定及び枠アンカーとドア枠の固定

b）戸のつり込み、調整及び固定（引き戸にあっては、戸車の調整）

c）選択構成部品の取付け

7. 寸法

a）戸の寸法公差及びモジュール呼び寸法

戸の製品（完成品）に対する寸法公差及びモジュール呼び寸法は、JIS A 4702:2015「ドアセット」によるものを対象とする。

b）付属部品等の互換性

共同住宅用玄関ドアは、付属部品等の互換性に配慮されているものを対象とする。

c）ドアの寸法

1）玄関ドアの寸法範囲を明確にしたものを対象とする。

2）玄関ドアは、日常生活において使用上支障のない幅員のものを対象とする。

Ⅱ．要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a）ドアの気密

1）開き形式の気密性は、JIS A 4702：2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

2）引き形式の気密性を表示する場合は、JIS A 4702：2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b）ドアの水密

開き形式及び引き形式の水密性を表示する場合は、JIS A 4702：2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

c）開閉操作時の発生音

ドアは、開閉操作時に不快音を発しないこと。

d）ドアの操作性

ドアは、次の操作性を満たしていること。

1）ハンドル、ドアガード又は用心鎖類の操作部は使いやすいこと。プッシュプルハンドル（グリ

ップハンドルを含む）にあっては力をかけやすい形状であること。また、引き戸の把手等の取り付け位置は扉の開閉時にドアの枠等が手に当たらない場所であること。

2）親子開き戸にあっては、後開き扉が固定できること。

3）戸は通常の力で開閉できること。

4）ドア･クローザ

① ドア・クローザは、開閉速度の調整が行えること。

② ドア・クローザの性能は別に定める「優良住宅部品認定基準（ドア・クローザ)」によること。

5）取っ手の形状

操作が容易な取っ手の形状であること。

6）錠前

錠前は、内外両側から施解錠が容易に行える機構であり、錠前の施解錠状態が室内側から確認できること。

7）新聞受

① 新聞受は新聞を保持又は収納できる構造であること。

② 差し入れカバーは、常時閉鎖状態になる構造であること。また、カバーの開き角度及び差入れ口の開き寸法は適切であること。

e）ドアの断熱

1）開き形式の断熱性は、所定の断熱性（熱貫流率）を有し、その断熱性を明確にすること。

2）引き形式の断熱性を表示する場合は、所定の断熱性（熱貫流率）を有し、その断熱性を明確にすること。

f）ドアの結露対策

ドアは、結露水に対して対策を講じていること。

g）ドアの遮音

1）開き形式の遮音性は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その遮音性を明確にすること。

2）引き形式の遮音性を表示する場合は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その遮音性を明確にすること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a）ドアの耐風圧

開き形式及び引き形式の耐風圧性は、JIS A 4702：2015「ドアセット」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b）戸のねじり強さ

開き戸のねじり強さは、所定の載荷荷重において開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。

c）戸の吊り下げ強さ

開き戸の吊り下げ強さは、所定の載荷荷重において残留変位が小さく、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。

d) かまち引き戸の戸先かまち強さ

耐風圧性　JIS A 4702：2015「ドアセット」に定める等級 S-5 以上のガラス入りかまち引き戸の場合の戸先かまちは、所定の荷重による変形が少ないこと。

e) 戸の耐衝撃

戸の耐衝撃性は、鉛直方向の所定の衝撃で有害な変形が生じず、開閉に支障がないこと。

f) ドアガード又は用心鎖類の強度

ドアガード又は用心鎖類の強度は、所定の載荷荷重で破壊しないこと。

g) ドアの変形追随性

玄関ドア（建物変形対応）とする場合は、面内変形及び局部変形に追随し、開閉又は開放できること。

h) 玄関ドア（建物変形対応）の付属部品

1) 使用する定規縁類は、変形追随に適した仕様のものとすること。

2) 使用するストライク板等は、変形追随に適した仕様のものとすること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 形状及び加工状態の安全

見えがかり箇所は、鋭角部、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。

b) 防犯上の安全

1) 共同住宅用玄関ドアの場合は、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すること。

2) 戸建住宅用玄関ドアの場合は防犯上、次の性能を有すること。

① 彫り込み錠を使用する場合は、二重ロックとするか、または、定規縁等によりデッドボルトが外部から見えず、さわれない構造とすること。

② 主錠のデッドボルトが外部から見えず、さわれない構造の場合以外は、補助錠が配備されていること。

③ ドアアイは、外部からはずされない構造であること。

c) ドアの安全

1) 段差

共同住宅用玄関ドアの場合は、高齢者等に配慮し安全かつ容易に通過できる段差であること。

2) 自動閉鎖機能

自動閉鎖機能を有する付属部品は、車椅子が安全に通過できるよう閉扉時間の調整が行えるもの（ディレードアクション機構等）は任意選択とする。

d) ドアの安全

ガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策が採られていること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) ドアの防火性

共同住宅用玄関ドアは、建築基準法に基づく特定防火設備であること。

1.3 耐久性の確保

a) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜厚さ

鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあっては、下地防錆塗装の塗膜厚さが適切であること。

b) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜付着性

鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあっては、下地防錆塗装の塗膜付着性を有すること。

c) 鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の塗膜腐食性

鋼製戸及び枠で下地防錆塗装を施すものにあっては、下地防錆塗装の塗膜腐食性を有すること。

d) 鋼製戸の仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等の耐食性

仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸及び枠にあっては、仕上げが耐食性を有すること。

e) 鋼製戸の仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等の耐塩水性

仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸にあっては、仕上げが耐塩水性を有すること。

f) 開き戸の開閉耐久性

開き戸は、開閉繰返し試験後に異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

g) 引き戸の開閉耐久性

引き戸は、開閉繰返し試験後に異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

h) 気密用ガスケットの耐候性

気密用ガスケットは、耐候性を有すること。

i) プラスチック製成型品の耐薬品性

プラスチック製成形品は、耐薬品性を有すること。

j) 部材の耐久性

部材の耐久性を損なうことがないように措置されていること。

k) 新聞受の耐久性

新聞受の差入れ口カバー及び取出し口カバーは、繰返し使用において異常がなく、使用上支障がないこと。

1.4 環境に対する配慮（引き形式のみ認定の場合は任意選択事項とする）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境配慮

次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1）手動での開閉機能に係る瑕疵（戸建住宅用玄関ドアを除く）　　５年

2）1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　　２年

＜免責事項＞

1　住宅用途以外で使用した場合の不具合
2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
4　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動･分解などに起因する不具合
5　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
6　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
7　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
8　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

玄関ドアに関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

玄関ドアの使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

玄関ドアの専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報がわかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報。

b) 品質保証に関する事項。

Ⅲ．付加認定基準

1　高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準

玄関ドアで、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

a)　Ⅰ．総則 4．部品の構成 a）標準的な構成部品表－2 の付属部品における戸建住宅用ドア・クローザは必須構成部品とする。

b)　Ⅰ．総則 7．寸法 c）ドアの寸法については、加齢等に伴う身体機能の低下を考慮した安全性及び介助行為を容易にすることに配慮した幅員であること。

c)　Ⅱ．要求事項 1.住宅部品の性能等に係る要求事項 1.1 機能の確保 d）ドアの操作性については、戸が円滑に開放できること。

d)　Ⅱ．要求事項 1.住宅部品の性能等に係る要求事項 1.2 安全性の確保 1.2.2 使用時の安全性及び保安の確保 c）ドアの安全 1）段差については、戸建住宅用玄関ドアは高齢者等に配慮し、安全かつ容易に通過できる段差であること。

2　防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加認定基準

戸建住宅用玄関ドアで、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

a)　Ⅰ．総則 4．部品の構成 a）標準的な構成部品表－2 の付属部品における補助錠は必須構成部品とする。

b)　Ⅱ．要求事項 1.2 安全性の確保 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保 b）防犯上の安全については、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すること。

Ⅳ．附則

１．この認定基準（玄関ドア　ＢＬＳ　ＦＤ：２０１５）は、２０１５年7月１０日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（玄関ドア　ＢＬＳ　ＦＤ：２０１３）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

４．この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（玄関ドア）

解　説

この解説は、優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（玄関ドア）において、改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改定内容

１．ドアの断熱性能の区分名称の変更及び上位性能区分の追加
２．引用JIS規格の更新

Ⅱ　基準改正の履歴

【2013年4月30日公表・施行】
１．引用JIS規格の更新
【2012年7月13日公表・施行】
１．断熱性試験方法の追加
【2012年3月30日公表・施行】
１．構成部品の変更
２．ドア寸法の変更
３．ドアの操作性（戸の開閉力）の要求事項の変更
４．ドアの操作性（新聞受）の要求性能を追記
５．耐久性の確保（新聞受）の耐久性に係る規定を追記
【2009年12月21日公表・施行】
１．評価基準の分割
２．機能の確保
３．適切な施工の担保及び情報提供の変更
４．環境に対する配慮
【2008年10月1日公表・施行】
１．附則の追記
【2008年4月1日公表・施行】
１．要求性能の一元化及び建物用途別の種別分け
２．付加認定基準の充実
３．構成部品の一部削除
４．＜参考＞　情報提供上の整理区分の整理・統合
【2006年12月28日公表・施行】
１．認定基準の性能規定化と充実
２．評価基準の制定
３．様式の変更等
４．＜参考＞資料の記載位置の変更
５．片面フラッシュ戸の認定対象からの削除
６．「改修用玄関ドア」基準の付加認定基準(BL-bs基準)への移行
７．「改修用玄関扉」を付加認定基準に追加

【2005 年 9 月 9 日公表・12 月 1 日施行】
１．施工方法の明確化等の変更
【2004 年 2 月 24 日公表・施行】
１．付加認定基準（BL-bs）の制定
【2003 年 6 月 2 日公表・施行】
１．構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更
２．ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け
【2001 年 8 月 10 日公表・2001 年 11 月 10 日施行（2001 年 10 月 1 日修正）】
１．ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化
２．ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行
【2001 年 8 月 10 日公表・2001 年 11 月 10 日施行】
１．防犯性向上のための変更
２．推奨選択基準「改修用玄関ドア」を追加
【2000 年 12 月 20 日公表・施行】
１．住宅性能表示制度の評価方法基準への対応
【2000 年 10 月 31 日公表・施行】
１．優良住宅部品の保証制度の充実に伴う変更
【1999 年 4 月 1 日公表・施行】
１．種別の推奨選択基準化
２．標準化選択基準の制定
３．ホルムアルデヒドの放散量の規定化